

僕の名前は「なごワン」。消費生活Q&Aを紹介するワン。

消費生活Q&A 天皇陛下の退位に便乗した送り付け商法



Q 今年が平成から年号が変わるよね。近所のおじさんが、知らない業者から「年号が変わるので天皇陛下のアルバムを買いませんか。今なら8万円のところ3万円で買えます」と電話があつて、断つたのに自宅にアルバムが送ってきたんだって。こんな時はどうしたらいいの？



A それは、新たな送り付け商法だワン。注文していない商品が来たときは、代金を支払わずに受け取りを拒否したらいいワン。



Q 受け取りを拒否したら宅配業者の人に迷惑がかからないかな？



A 安心して。受け取りを拒否することで宅配業者に迷惑がかかることはないワン。
送り付け商法の対処法
①頼んでいない商品は、受け取らない。
②もし受け取っても、お金は払わない。
③商品は送り返すか、送り返さない場合は、受け取って14日間経過したとき、または業者に引き取りを請求してから7日間経過した場合は処分しても大丈夫。
④請求書は受領拒否する。
⑤契約してもクーリングオフできる場合があるので、あきらめずに相談する。
困ったときは、町の消費生活相談窓口にご相談するといいいワン

消費生活相談窓口
和水町役場・総務課
☎0968・86・5720

今、しまししょう！ 車の名義変更・廃車手続

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723 (内線514)
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111 (内線751)

軽自動車税は、4月1日の所有者に納税義務があります。
3月29日（金）までに手続きを済ませましょう。

引越しなどにより住所が変わった
譲渡などにより所有者が変わった
「変更手続」が必要！

車が必要なくなった
「廃車手続」が必要！



●車種と受付窓口（手続きに必要なものは、それぞれの受付窓口へお問い合わせください）

車種	受付窓口
・原動機付自転車（排気量125cc以下） ・小型特殊自動車（農耕用など）	和水町役場 税務住民課 ☎0968・86・5723 三加和総合支所 住民課 ☎0968・34・3111
・二輪の軽自動車（排気量125超～250cc以下） ・三輪の軽自動車 ・軽四輪貨物車、軽四輪乗用車	熊本県軽自動車協会 ☎050・3816・1758 〒862-0902 熊本市東区東本町16-3
・二輪の小型自動車（排気量250cc超）	九州運輸局熊本運輸支局 ☎050・5540・2086 〒862-0901 熊本市東区東町4-14-35

和水町老人福祉センターは閉館します

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724

和水町老人福祉センターは、昭和59年に建設され、健康の保持、教育の向上およびレクリエーションのための施設として、町民の皆さまに、利用していただいています。

しかし、平成26年度に福祉活動の拠点が和水町福祉センター（旧あばかん家）へ移転したことによる施設の利用減少、施設の老朽化などの理由で、3月31日で閉館することとなりました。

長い間、町民の皆さまのご利用ありがとうございました。

なお、4月1日から、和水町シルバー人材センター事務局は、和水町福祉センター（社会福祉協議会）内に移転します。

チャイルドシートの購入助成と貸し出しを終了します

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724

チャイルドシートの購入助成と貸し出しを平成31年3月末で終了します。
申請を希望される方は、お早めの申請をお願いします。

○チャイルドシート購入助成

- 対象者** 3月31日（日）までに生まれた乳幼児に対し、3月31日（日）までにチャイルドシートを購入された方。
- 申請期限** 5月31日（金）
- 助成額** 購入金額の2分の1の額（上限1万円）
- 持参物** 領収書（購入日や店名が分かるもの）、保証書（型式・製造番号の記載があるもの）、印鑑（認印）、申請者の通帳、購入したチャイルドシート
※申請時にチャイルドシートの現物確認を行います。車に取り付けた状態で構いません。

○チャイルドシート貸し出し

- 利用期限** 3月31日（日） ※利用期間は貸出日・返却日を含め1週間です。
- 持参物** 印鑑（認印）

災害時、避難するときに支援が必要な人へ

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724
総合支所 住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111

町では、要援護者を普段から地域で見守り、災害時に迅速かつ円滑な避難の確保を図るため、災害時要援護者支援制度体制づくりを進めています。

災害時要援護者とは？

災害時の避難が困難であり、近所の人の協力が必要な人のことをいいます。

対象者は、65歳以上の高齢世帯や独居の人、障がいをお持ちの人、その他援護を必要とする人です。



避難支援者とは？

要援護者に対し、普段からの声掛けや、災害発生時に一緒に避難することができる人のことをいいます。責任を伴うものではありません。要援護者から避難支援依頼があった場合に、普段のご近所付き合いの一環としてご協力をお願いします。

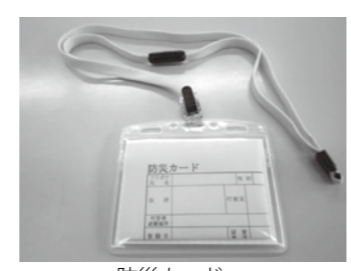
登録・申請はどうすればいいの？

災害時の対応に少しでも不安がある人は、各地区の区長、民生委員・児童委員または役場健康福祉課へご相談ください。

※登録する際は、近所の人の協力が必要ですので、町が区長・民生委員などに個人情報を提供する場合があります。

※登録後に防災カードをお渡しします。このカードを持って避難することにより、避難時に本人の情報が一目でわかるようになっています。

※登録は強制ではありません。災害から身を守るために普段から防災の準備をしておきましょう。



防災カード